

群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済規程
施行細則

(目的)

第1条 この細則は、群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共済契約の申込み)

第2条 規程第5条第2項による共済契約申込書は、第1号様式によるものとする。

(承諾の通知)

第3条 規程第8条による承諾通知書は、第2号様式によるものとする。

(共済契約の解除)

第4条 規程第9条による解除通知書は、第2号様式の2によるものとする。

(異動報告)

第5条 規程第10条による異動報告書は、第3号様式によるものとする。

(運営委員の選出分野)

第6条 規程第13条第1項及び第2項による運営委員は、次の分野から選出する。

- (1) 共済契約者代表
- (2) 被共済職員代表
- (3) 県社協役職員
- (4) 関係行政機関
- (5) 学識経験者

(退職手当等の請求)

第7条 規程第24条第2項及び第28条第2項による書類は、第4号様式によるものとする。

(退職手当等の決定)

第8条 規程第25条第1項及び第28条第2項による退職手当等支給の決定通知書は、第5号様式によるものとする。

(共済法の準用)

第9条 社会福祉施設職員等退職手当共済法による共済契約者が、同法及び関係規則等に基づき独立行政法人福祉医療機構に届出又は提出した書類のうち、共通して必要とするものについては、これを準用することができるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この細則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 3 この細則は、平成27年 1月 1日から施行する。
- 4 この細則は、平成27年 3月20日から施行する。